


スキマ時間に気軽に稼げるとうたう副業トラブル

 副業サイトで簡単な作業で稼げるといふ副業に応募したところ、高額報酬を得るにはまず振り込みをするよう指示されて振り込んだが、その後も様々な理由で振り込みをさせられた挙句、高額報酬は得られなかった、という相談が増加しています。

相談事例

#スタンプを送るだけ

#“いいね”を押すだけ



効率よく稼ぎたい!

#スクリーンショットを撮るだけ



事前に教材の購入費用をお支払いいただく必要があります。

出金するには手数料が必要です。

注意

- 作業を行った対価として報酬が得られるはずが、様々な理由をつけて、先に消費者に金銭を振り込むように指示をされる事例もあります。
- 最初に利益を得ることにより相手を信用し、更なる金額の振り込みを要求されます。
- 教材を購入する資力がない場合には、スマホ等の遠隔操作により知らぬ間に消費者金融等から借入れをされていることもあります。

ポイント

- 簡単な作業をする際、相手方から住所や氏名、銀行口座の情報、免許証の写真等の個人情報の開示を求められる場合があります。悪用される可能性が否定できないため、相手方が誰であるか不明な場合には、安易に個人情報を開示することは避けてください。
- 最初に少額の報酬が得られる場合がありますが、その後に、高額報酬の作業をするため等と称してお金の振り込みを要求されることもありますので、回復には困難が伴います。お金を稼ぐはずが振り込みを求められても、言われた通りに振り込まないようにしましょう。
- トラブルになった場合は、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPiPi」